

教育委員会議事録

令和2年3月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和2年3月定例会)

- 1 日 付 令和2年3月6日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記
参事兼教育支援課長 和田 修二 学び支援課長 外村 智昭
教育総務課文化財係長 押方 みはる 就学支援課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
就学支援課主幹兼健康給食係長 長田 茂美 教育支援課副主幹 大矢 貴史
学び支援課主幹 小菌 洋
- 5 書 記 教育総務課主幹兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第3号 海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第2 議案第12号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第3 議案第13号 海老名市部活動方針の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 海老名市社会教育計画の策定について
- 日程第5 議案第15号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第6 議案第16号 県費負担教職員の人事異動について(非公開事件)
- 日程第7 議案第17号 市費負担加配教員の配置について(非公開事件)
- 日程第8 議案第18号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について(非公開事件)
- 日程第9 議案第19号 「議案第4号 海老名市いじめ防止条例について(非公開事件)」の議決の取り消しについて(非公開事件)
- 日程第10 議案第20号 海老名市いじめ防止基本方針の廃止について
- 8 閉会時刻 午後5時30分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。これより教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日、傍聴人はございません。

今会の署名委員は、海野委員、酒井委員にそれぞれよろしく願いいたします。

○伊藤教育長 それでは初めに、**教育長報告**をいたします。今回は主な事業報告だけなのでご了承ください。

2月7日（金）は、前回の教育委員会2月定例会でございました。令和2年度新採用予定教職員の面接をしたところでございます。

8日（土）は、オペレーションセンター訓練ということで、屋外での災害対策本部の訓練でございます。その日、皆さんにも来ていただいて、PTA活動研究集会とPTA情報交換会がありました。

10日（月）は、よりよい授業づくり特別版（有鹿小学校）がございました。

12日（水）は、学校応援団説明会がありました。上星小学校ひびきあう教育研究発表会がありました。週部会を行いました。

13日（木）は、特別支援学級親の会でございます。多くの親御さんが、1年間の終わりにということで、感謝の気持ちでいっぱい、とても良かったと言っていました。ただ、1点、学校と懇談の機会を持ちたいということなので、3月の校長会議にて各学校の校長には、そういう希望があった場合はそれを受け入れてくださいということで話をしたところでございます。何か物事をやるのには、お互い憶測でやるよりも、最初から話し合っただけ進めたほうがいいのかと思いますので、そう考えて校長にはお願いしているところでございます。新たな学校体制づくり推進委員会がございました。

14日（金）は、最高経営会議と初任者終了時研修会ということで、今年度の初任者の終了時研修を行ったところでございます。

15日（土）は、ひきこもり講演会と海老名市少年野球連盟納会がありました。海老名市少年野球連盟納会では、子どもたちの社会教育に携わっている方々がいっぱい集まりました。ただ、海老名市少年野球連盟としては参加の児童がすごく少なくなっているということで、どうしたらいいか、理事の方から相談を受けたところでございます。

17日（月）は、海老名市えびなっ子しあわせプラン推進委員会でございます。海老名市学校給食検討委員会がございました。

18日（火）は、2月教頭会議、海老名市社会教育委員会議がありました。

19日（水）は、教育支援教室びなマルシェということで、皆さんにも来ていただきました。教育支援会議、小中一貫教育担当者会、週部会とあったところでございます。このころはまだこんなことになるとは思わないで仕事をしていたところでございます。

20日（木）は、臨時校長会議（教職員人事異動内示）ということで、教員はこの時期で1回内示をします。内示に対しては不服があれば意見ができるので、早目に内示をすると、チェンジする人がいます。学校予算調整会議、市教育委員会・校長連絡会がありました。学童保育クラブ視察に行きました。ミドルリーダー育成研修会、海老名市えびなっ子しあわせ懇談会と続いたところでございます。

21日（金）は、市長定例記者会見、外国語教育担当者会でございます。

22日（土）は、第4回総合教育会議で、皆さんにもご出席いただきました。

25日（火）は、教育委員会2月臨時会、よりより授業づくり特別版（海老名小学校）です。

26日（水）は、令和2年市議会第1回定例会（開会）でございます。このときにはまだ情報連絡会ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策情報連絡会を市で行っていました。

27日（木）は、臨時校長会議（新型コロナウイルス感染症対応）で話し合いました。

28日（金）は、教育委員会2月臨時会（学校休業について）で皆さんにご決定いただきました。その後、臨時校長会議（学校休業の対応について）で話し合いをして、代表質疑市長ヒアリング等があったところでございます。ただ、そこからは、情報連絡会から新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部に変わったところでございます。

3月に入りまして2日（月）は、学校休業（～3月25日）を実施しているところでございます。新型コロナウイルス感染症対策本部がありました。

3日（火）は、令和2年市議会第1回定例会（代表質疑）が行われました。また、前日に議員さん方が皆さんで話し合って、一般質問の中止を決定したところでございます。臨時最高経営会議がありました。

4日（水）は、城南信用金庫学童への寄付贈呈式がありました。スケッチブックとクレヨンをお寄せいただきました。それを持って学童のアンカーに行き、贈呈式をやったのですけれども、びっくりしたのは、1枚のスケッチブック、クレヨンで子どもたちが何分間も静かに絵を描くのだなと思って。印象的だったのは、6年生の女の子2人が校舎の絵

を描いて、卒業と書いて、桜の花びらを散らして、卒業式できるかなと心配していたところでございます。3月校長会議（卒業式等）で話し合ったところでございます。週部会、教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。

3月5日（木）は、3月教頭会議、臨時最高経営会議がございました。新型コロナウイルス感染症にかかる危機管理対策本部でございます。この中では、昼食を学童保育クラブに市として提供しようということで、ちょうど中学校給食の業者が、中学校給食がストップになったので、中学校で使っている容器をそのまま使って、市としてそれを進めていくということで、来週の月曜日からその供給が始まります。14日、21日の土曜日と、20日の祝日は神戸屋さんの菓子パンをお昼として出すことが決まっているところでございます。

6日（金）は、教育委員会3月定例会でございます。

私からは以上でございます。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 この1カ月の教育長の主な事業報告、刻一刻とコロナウイルスの危険度が上がってきているのをすごく感じるのですけれども、休業と決まったからには皆様が一生懸命やっただけでいるのもすごく感じますし、急なこともあるので、100点満点というのはなかなか難しいとは思いますが、その中でベターな手段をいつも探っていたら、頑張っただけで対応していただけたらと思います。

○伊藤教育長 職員には、勤務後の不要不急の外出は自粛するように言っています。例えばこれで私が新型コロナウイルス感染症に罹患して、教育委員会が2週間停止したら、もう大変なことになるではないですか。そういう意味で先生方にも言っているのです。もし先生が1人、そういうことになったら、2週間、それが収まるまで大変なことになります。だから、先生たちも土日、週休日は自粛してほしいということはずっと伝えてございます。ただ、酒井委員が言うように、みんな遅い時間まで仕事をしているので、そこだけは何とかしてやらなければとは思っているところでございます。

○平井委員 子どもの声がもう全然聞こえないです。いつもだったら、ちょっとは子どもたちが遊んでいるのですけれども。保護者の方も家の中で過ごさせてくださっているのだらうと思うし、買い物に行っても、パンやお米が売り切れている状態で、家庭でも相当食料に関しては気を配って、子どもたちにはちゃんとお昼を食べさせてあげなくてはとか、食事の準備をしなければということでもいろいろな苦勞してくださっていると思うのですが、去年から気候変動から見てきて、いつ何が起こるかわからない状況の中で、いろい

ろな決断を下していかなければいけない。そういう中で、みんながどのように動いたらいいのか、本当に試練のときだと思えます。私も教員生活をやってきましたけれども、こんなことは初めてなので、実際に現場にいたらどうなのかと強く思います。子どもたちも、先生たちも、家庭も大変だと思うのですけれども、良い方向に進められるよう私たちも頑張っていきたいなと思えます。

○伊藤教育長 よろしくお願ひします。

それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第3号、海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 報告第3号、海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

内容につきましては資料をおめくりください。資料3ページをご覧いただきたいと思えます。資料3ページに概要を示させていただいております。まず、2の改正理由をご覧ください。本要綱に定める補助金額が、財源の一部となる国庫補助金の「子ども・子育て支援交付金」の基準額に達しておらず、学童保育事業の継続的な安定化を図るため、現在国が定める基準額へ増額したいと考えております。また、一方で、この補助金の補助対象者につきまして「法人格を持つ者」とすることで、今後における市内学童保育事業の継続的な安定化を図ってまいりたいと考えております。

改正内容につきましては、資料をおめくりいただきまして5ページをお開きいただきたいと思えます。5ページが海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱新旧対照表でございます。左が新で右が旧です。第2条をご覧いただきたいと思えます。第2条で新のところをご覧いただきたいと思えますけれども、「補助対象者は、児童健全育成対策事業を行っている法人格を持つ者（以下「事業者」という。）で、次に掲げる要件を備えるものとする。」ということで、赤字で示させていただいております「法人格を持つ」という文言を追加することによりまして、補助金交付要綱の補助対象者は法

人であることを定めたものでございます。

なお、現在、市内で学童保育クラブ事業を行っている事業者につきましては、現時点で全て法人格を有しているという状況がございます。

資料をめぐりいただきまして、6ページからご覧いただきたいと思います。6ページ以降は、別表1、また、別表4として補助金交付の基準額を示させていただいている新旧対照表でございます。右が旧で、左が新でございます。赤字で書いてある金額を変更するというものでございます。例えば開設日数加算であれば、従来、1日当たり17,000円であったところを18,000円に引き上げたいというものでございます。この引き上げにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国庫補助金の基準価格に合わせるという改正でございます。

なお、各項目それぞれ金額の変更に当たっては、おおむね3パーセントから6パーセント程度の増額となるものでございます。今後につきましても、国庫補助金の基準額が改正されれば、市の補助金交付要綱につきましても改正してまいりたいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問、意見等ありましたらお願いします。

○海野委員 今回の法人格を持つ者ということの変更はよくわかったのですが、交付されるものの基準額がアップするということで、年度末にその交付要綱を改正するわけですか。現在基準額に達していない状況ですが、その対応は次年度からということで、年度末にこの交付要綱が変わるのでしょうか。

○学び支援課長 この改正は新年度である令和2年4月1日からの施行と考えております。

○伊藤教育長 令和2年4月1日から実施するに当たって、ここで要綱を改正することだから、4月1日からの施行日になっていると思うのです。

○海野委員 例えば、国の基準額が年度の途中で変わっても同じ考えですか。

○伊藤教育長 国からさかのぼってやっていいということで、補正予算でこれを充てるといとう取り扱いであれば別ですが、今回はそういう条件はありません。大体は途中で変わったものに対してすぐに対応する場合と対応しない場合があります。事の重要性もあるし、国から示すのにこの基準額で次の年度からやりますよというものもあって、そういう場合は次の年度からやるということで、これは国の基準額だけれども、それを示され

るような状況によって違います。それぞれ違うので、状況に合わせてやっているところがございます。

○海野委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 私がこの職について、最初に学童保育クラブの関係の条例をつくったときには、本当に限られた数しか法人にならなかったのだけれども、海老名市学童連絡協議会の方々、保育事業者が本当によく努力したなと思っています。法人化のためにいろいろ勉強会を開いたりして、自分たちのものにして。確かにかなりの金額を補助されていますので、それを適正に運用するためには、会計とかをしっかりとしないといけなくて、特にお金は国費を使いますので。そういう意味ではここで法人化すると、これからの人たちも法人格をちゃんと持った形で参入していただくようなことが求められるのかな。そういうことを踏まえた、要綱の改正もできたかなと思っているところがございます。

全然話は違うけれども、新型コロナウイルスで、他市はどうか知らないですが、海老名市は担当の努力もあって、学校の休業対応としてどの学童保育クラブも午前中からやってくださると。学童保育クラブは民設民営ですので、こちらはお願いするしかないのですが、やってくださったというのは、これまでのこういう努力の意味もあるのかなとは思ったりしているところがございます。

○伊藤教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ほかにご質問もないようですので、報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって日程第1、報告第3号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第12号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第12号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正につきまして議決を求めるものでございます。

内容につきましては資料29ページをご覧ください。改正の理由でございます。現在、小

学校につきましては始業式の翌日に入学式を行っております。それに伴いまして、学年始休業を、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則により、小学校第1学年は4月5日まで、その他の学年は4月4日までとして現在規定している状況でございます。資料の中ほどの令和元年度をご覧いただきたいと思っております。ただいま申し上げました小学校1学年までは4月5日までを学年始休業といたしまして、その他の学年は4月4日までが学年初めとなっております。このようなことから、令和元年度は、2年生から6年生についての始業式は4月5日に行いました。1年生の入学式につきましては、4月5日までが学年始休業で、6日、7日の土日の休日を挟みまして、8日に小学入学式を行っていたというのが現在の規則に基づく今年度の対応でございました。

しかしながら、令和2年度をご覧いただきたいのですけれども、令和2年度につきましては、4月4日が土曜日となり、4月5日が日曜日となることから、現在の規定を適用いたしますと、4月6日が始業式になりまして、始業式の翌日に小学校の入学式を行っていたのですけれども、小学校1年生についての学年始休業が4月5日までという規定になっておりますので、現行の規定を適用いたしますと4月6日に始業式と入学式を行わなくてはならないということで、始業式の翌日に小学校の入学式ができなくなってしまうという状況が判明いたしました。

そこで今般、本規則を改正することによりまして、指定休業日を設けることによって、始業式の翌日に小学校の入学式を行いたいという旨の改正でございます。

資料33ページをご覧ください。33ページが海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の新旧対照表でございまして、こちらの第3条第1項第4号で学年始休業について規定がなされているところでございます。今般この規定を適用させると支障が生じてしまうことから、新旧対照表の新をご覧いただきたいのですけれども、第3条第1項第8号といたしまして「前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日」につきましては、学校の休業日とすることができるという規定を設けたものでございます。

なお、第3条第2項につきましては、第3条第1項第8号で「海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」という規定を設けている関係から、第2項においては「教育委員会」という表記でよい形になります。

なお、第3条第1項第8号の指定を行ったときには、告示を行う旨を第3条第3項で新

たに規定するものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○酒井委員 第3条第1項に第8号をつくられるのに異存はないのですが、第4号の学年始休業の項目を見ると、現行でも4月6日が日曜日及び土曜日に該当する場合は4月1日から4月7日までをお休みにできるのではないかなと思うのですが、

○就学支援課課長補佐 第4号を見ますと、4月6日が第2号に該当する場合ということで、4月6日が土曜日か日曜日でなければ該当にはなりません。今回の場合、6日が月曜日に当たりますので、該当しないことになります。

○酒井委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 全てを想定していたのですが、ふたをあけてみたら、来年度はどうするのとなってしまったので、本当に申しわけございませんでした。これを最初につくったのは私だったと思うので、お許しをいただければと思います。

ただ、何かのときには8号を活用して、休業日を指定することができるので。そのためには教育委員会の皆さんの決定が必要で、それを受けて、告示も必要だということになっていますので。その前のときは、夏休みを一斉ではなくて、学校ごとに短くした時期があって、そのときは校長が申請して、教育委員会が承認すれば短くなったという時期だったのです。今回はまたちょっと違いますので、この8号があれば、この後、さまざまなきに対応できるかなと思います。

ご承知のように始業式と入学式をずらしたのは、中学校は午後からやれるのですが、小学校は午前中始業式で、午前中にまた入学式をやると、最初に担任が決まった日以外で学級指導をやって、みんな帰ってから入学式の準備をやって、自分の担任の先生が決まったけれども、自分のクラスの人もかわったのだけれども、何の指導もしないで、まず帰るという形になってしまうのです。やはり教室に入って、みんなでお話をしたりするような十分な時間をとるといことが大事と考えています。小学校1年生は、実を言うと予備時数が結構ありまして、1日休みにしても、教育課程上はすごくゆったりしているので、そのような措置をとったところでございます。

これはについてはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第12号を採決いたします。この件について原案のとおり可

決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第12号を原案のとおり可決いたします。

次に、日程第3、議案第13号、海老名市部活動方針の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第13号、海老名市部活動方針の一部改正について、議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。資料45ページをご覧ください。海老名市部活動方針の一部改正についてでございますが、提案理由でございます。海老名市部活動方針は平成30年1月に策定しているところでございますが、現在の海老名市部活動方針と国や県の部活動のガイドラインでは、活動日数、また、休業日等において差異が生じている現状がございます。そこで、今年度、海老名市部活動推進協議会では、部活動顧問アンケート調査結果を踏まえまして、学校現場での教員の働き方改革等も踏まえて、今後の部活動方針のあり方について検討を重ねてきた結果、改正したいものでございます。

改正の概要といたしましては、海老名市部活動方針の「活動日数と活動時間について」の項目については、必ず守らなければならない「活動規定」と、配慮を要する「配慮事項」の2つに分けて示してきたところでございますが、今回の改正では、「配慮事項」も「活動規定」にするとともに、例外項目について更新するものでございます。

なお、施行は令和2年4月1日に施行したいものでございます。

それでは、資料47ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表、左が新で、右が旧でございますけれども、右の旧をご覧くださいと思います。旧につきましては活動規定と配慮事項をそれぞれ分けて、活動規定については3項目、配慮事項については2項目で示していたところでございます。今般、この配慮事項については活動規定に盛り込むような形での改正を行うものでございます。

まず、改正内容の1点目ですけれども、活動規定の1項目めで、従来は「週1日の休養日を設定する。」という規定でございましたけれども、これを「週1日以上休養日を設定する。」に改めたいものでございます。

2点目といたしまして、従来配慮事項に示しておりました「土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上の休養時間を設定する。」という配慮事項を守らなければならない活動規定に新たに盛り込むものでございます。また、同様に従来配慮事項として定めておりました「長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定する。」という項目を新たに活動規定の(5)として規定するものでございます。

なお、例外規定につきましては、まず「週1日以上休養日を設定する。」の例外といたしまして「夏季県大会につながる期間中については、規定外の活動ができる。」という規定を設けるものでございます。また、配慮事項として定めてあったものを活動規定の(4)、(5)で定めましたが、その(4)、(5)についての例外といたしまして「大会・コンクールなどの連日開催や地域活動への参加、それに向けての準備や練習など、中学校長の共通理解のもと必要と認められる場合については、規定外の活動ができる。」ということで、例外規定についても明確化したところでございます。従来の例外につきましては、新旧対照表の旧の一番下をご覧ください。従来は「例外として、校長が許可する場合は規定外の活動ができるが、その基準については中学校長の共通理解のもとに確認された範囲のものとする。」という例外規定だったのですけれども、今回新たに例外規定についても、先ほどご説明申し上げましたとおり明確化したところでございます。

説明については以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に、ご質問、ご意見があればお願いたします。

○酒井委員 海老名市部活動推進協議会の今の構成を教えてくださいもよろしいですか。

○教育支援課長 現在の海老名市部活動推進協議会の構成メンバーは、中学校の校長代表、教頭代表、運動部の代表顧問1名、文化部の代表顧問1名、社会教育指導員1名、保護者代表1名、整形外科医師1名、あと教育委員会でございます。

○伊藤教育長 当初の策定のと時から、顧問が2人だったのを1人にしたりして、ちょっと縮小しましたがけれども、整形外科医師さんもちゃんと入って、医師の立場からのご助言をいただいて、海老名市部活動推進協議会は継続しております。

和田教育支援課長、アンケートではどんな感じだったか、ちょっと説明いただけますか。

○教育支援課長 平成29年度末に海老名市部活動方針を策定いたしました。平成30年度に生徒にアンケートをとりました。平成30年度は部活動方針が動き出した年度です。週に1日、必ず休みをとるようになって子どもたちはどう考えていたか、「よい」と答えた生徒は70パーセント、「どちらかというといよい」が19パーセント、合わせて89パーセントの生徒は週1日の休養日を好意的に捉えたという結果が得られました。そのため、平成30年度は、改正なく、そのまま1年間終わりました。

今年度、令和元年度は、顧問に対してのアンケートをとりました。顧問は現在の休養日の設定をどう考えているかということで「さらに休養日を設けたほうがよい」「現状のままでよい」「休養の規定は必要ない」という3項目でアンケートを実施した結果、最も多かったのは「現状のままでよい」で6割以上でした。ただ「さらに休養日を設けたほうがよい」と答える顧問もいらっしゃいました。特に20代、30代の若い先生は「さらに休養日を設けたほうがよい」と回答する割合が高かったという傾向が見られました。これらのことを鑑みて、令和元年度にこのような一部改正に踏み切ったところでございます。

○海野委員 今回、活動規定をこのように更新されたことはとても良いことだと思います。先生方の環境とか、そのときの状況によって見直されることは必要だと思いますので、今後もこのように活動方針に基づいて、活動の内容も見直していただければと思います。よろしくお願いします。

○伊藤教育長 和田教育支援課長、海老名市部活動推進協議会は今後も継続ですか。

○教育支援課長 継続したいと考えております。というのは、まだ県と国とのガイドラインに差異があるので、現状を確認しながら修正を加えていきたいと考えています。

○濱田委員 活動規定の例外規定について、(4)、(5)の例外規定については「中学校長の共通理解のもと必要と認められる場合」という限定があるのですが、(1)には何もなく「規定外の活動ができる。」となっていますが、その差をつけた理由は何かあるのですか。

○教育支援課長 (1)の「週1日以上休養日を設定する。」の例外ということは、週1日、休まなくてもいいこととなります。これについては、夏季県大会につながる場合は非常にスケジュールが密集していて、休むわけにいかないということで、夏季県大会につながる、県大会に出場する部活のみは、この週に1日休まずに頑張らせたいという顧問の意見が強かったので、その大会だけは例外としました。

○濱田委員 それは、中学校長の共通理解をもとにした許可は要らないということで良い

のですか。

○教育支援課長 下の（４）、（５）についての例外については、土日両方ともコンクールまたは公式試合があるというのは、年間でほぼ決まっているそうなのです。それは、年度初めに学校長が、この大会は休まなくて、土日連続終日活動ができるというものを共通理解で決定いたしますので、そのような表記にしております。（１）については、夏季県大会まで進むのであれば、そこで頑張ってもらいたいということはもう初めに確定している大会ということで、あえて書いておりません。

○濱田委員 では、下の管理方法の中の（１）「月ごとの活動計画書をつくる。」とか、学校長が許認可、許可するという内容と若干差異が出ても規定外の活動ができてしまうという理解ですか。

○教育支援課長 勝ち残るかどうかという部分ですので、そのようになります。

○伊藤教育長 計画は計画だけれども、勝ち進んだら、その辺はちょっと変えて報告してもらえない。そのときに、うちのほうは許可というか、了承すると。（４）、（５）の場合はさまざまあって、各学校に差異が出るのですって。あそこの学校の校長先生はよかったのに、うちの学校の校長先生はやらせてくれないとかになると困るし、もう年間スケジュールは決まっていますので、中学校長会としてこの活動は土日認めましょうということで、最初に共通理解を図るということです。

○平井委員 すっきりして良かったと思いますよ。顧問の先生でも熱の入れ方が違うので、そういうところでは多少の差異ができてしまっていた部分もあったと思います。アンケートの中で、20代、30代の若い先生から意見があったところが、今後を考えると大きいかなと思います。世代交代の中で、こういう時代になっていくと、ただただ仕事ではなくて、働き方改革というようなものも出てきていますので、そういう部分からしても、ある程度の精査をしていく必要はあると思います。

先ほど出た海老名市部活動推進協議会を継続するのも大きいと思っています。その都度その都度見直して行って、現状の中で中学校が抱える問題は何なのかなというところも見えていくと、今後いろいろな形での改正にもつながってくると思うので、ぜひ継続してやっていただけたらと思います。

○伊藤教育長 要するに中学校体育連盟があって、昔は本当にスポ根ドラマみたいな感じだったのですけれども、そこ自体、例えば高校野球でも投球数を限定するというので、本当に子どもたちの健康、安全とか、けがをしないとか、全体としていろいろなことが変

わってきましたよね。それが医学的な見地から一番健全な方向に行くということなので、それには合わせていく必要があるとは思っています。

それではよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ほかにご質問、ご意見等もないようですから、議案第13号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第13号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第4、議案第14号、海老名市社会教育計画の策定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第14号、海老名市社会教育計画の策定についてでございます。海老名市社会教育計画を策定したいため、議決を求めるものでございます。

資料につきましては55ページをお開きいただきたいと思います。海老名市社会教育計画の策定についてでございます。策定の背景でございます。人と人とのつながりの希薄化が叫ばれている中、豊かで充実した生活を送るために社会教育の大切さが再認識されています。社会教育は、学校の教育課程として行われる教育活動を除いた青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とされ、本市においては、平成27年度に社会教育計画を策定し、子どもたちと大人がともに育つことを目標に推進してまいりました。令和という新たな時代を迎え、様々な社会教育団体が同じ方向性を持ち、子どもたちにかかわることを通して、子どもと大人がともに育つ社会の構築を目指し、社会教育委員会議にて協議し、新たな社会教育計画を策定するものでございます。

海老名市社会教育計画の概要です。基本目標として、子どもの活動支援を通して、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め・深め、子どもと大人がともに育つ社会の構築を基本目標といたします。

また、目指す子どもの姿として、「海老名がだいすき、夢をもてるえびなっ子」の実現と定めたものでございます。

具体的な取り組みとしては3点掲げておりまして、まず1点目といたしまして、社会教

育団体の連携ということで「えびなっ子いきいきシンポジウム」を開催してまいりたいものでございます。

2点目といたしましては、社会教育活動の充実に向けて、活動を周知するための広報活動を充実してまいりたいというものでございます。

3点目としては、学習機会の充実として、さまざまな分野に関する学習の機会を設け、家庭・地域の教育力の充実を図るというものでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日の定例教育委員会でご決定いただければ、3月の政策会議、最高経営会議に報告いたしまして、4月1日の施行を行いたいものでございます。

詳細につきましては学び支援課からご説明いたします。

○学び支援課主幹 それでは、社会教育計画の詳細についてよろしくお願いたします。資料は別紙になりますので、そちらをご用意いただければと思います。

それでは、めくっていただきまして、はじめにと目次がありまして、第1章、計画策定の基本的な考え方ということで、1ページから進んでまいります。

それでは、2ページ、3ページをご覧ください。1、基本目標でございますが、ここに書いてありますとおり「子どもの活動支援をとおして、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め・深め、子どもと大人がともに育つ社会の構築」を掲げてございます。社会教育というものは学校教育以外の教育ということで、幅広く海老名市の中でもさまざまな方々、団体を通して活動されております。海老名市の中では、子どもにかかわる社会教育を中心としまして、子どもにかかわる中で、子どもと大人がかかわり合いを深めて、ともに育つ社会の構築を目指しているところでございます。

そして、2、目指す子どもの姿でございます。下側にありますとおり、社会教育委員会の中で目指す子どもの姿をさまざま協議してまいりました。そして、今の子どもたちにはこういうものが必要ではないかということ踏まえまして、キャッチコピー「海老名がだいすき、夢を持てるえびなっ子」、この姿になるように具体的に5つの姿を制定したものでございます。1つ目、海老名をだいすきになる子、2つ目、自分でできることに進んで取り組もうとする子、3つ目、好きなことを見つけることができる子、4つ目、友だちや大人と豊かにかかわることができる子、5つ目、元気にあいさつできる子です。現状の子どもたちの様子を鑑みまして、この5つの姿に近づけるようにさまざまな団体の活動の中でこういった取り組みをやっていこうということを目指しております。

それでは、3ページでございます。目指す子どもの姿を達成させるための手立てとしましては、3つの大きな施策を考えております。1つ目、社会教育団体の連携、具体は後ほどお話ししますが、団体の連携を図っていくことが1つの大きな柱となっております。その中で「えびなっ子いきいきシンポジウム」を開催していく予定でございます。

2つ目は、地域での社会教育活動の充実となっております。各団体の広報活動に力を入れることで、さまざまな市民の皆様には社会教育活動を知っていただいて、より多くの子どもの参加を呼び込むもの等、各団体の交流を交え、各団体の主体性につなげていくことを狙いとしています。

3つ目、学習機会の充実、大人の方々が学ぶ学習機会の充実ということで、現在もやっております「家庭教育に関する事業」「PTA活動に関する事業」「家庭・地域に関する事業」、「市民講座『まなBINA』」の充実を図りながら、大人の学ぶ機会も充実させていくことを狙いとしております。

4つ目、計画期間でございますが、令和2年度から令和7年度までの6年間としております。令和2年度の1年間は準備期間としまして、発足式を通してさまざまな団体の周知を図り、団体の取り組み等を説明する1年間にしていきたいと思っております。

5つ目、手立てごとの指標でございますが、海老名市は3つございまして、1つ目の「えびなっ子いきいきシンポジウム」の参加団体数を6年間で100団体から125団体、25団体の増を見込んでございます。2は200人から250人で50人の増を見込んでおります。家庭教育学級・市民講座の実施回数としましては、6年間で432回やっていきたいと思っております。

それでは、4ページをご覧ください。4ページは、計画の構成：基本構想体系図として、今ご説明しましたことを図として載せておるところでございます。

それでは、6ページ、7ページをご覧ください。先ほど申しました3つの柱のうちの社会教育団体の連携として、手立て1を説明いたします。

社会教育団体は、現状としましては子どもたちのためにさまざまな活動をいただいておりますが、それぞれの団体ごとの狙いを持って取り組んでいられると思います。例えば子どものスポーツであれば、子どもの勝利を考えながらやっつけらっしゃる団体、子どもの心身を考えながらやっつけらっしゃる団体等、さまざまだと思いますが、同じ方向を向いていただくように連携を図ることが狙いとしてあります。そのため、7ページにありますとおり、えびなっ子いきいきシンポジウムを開催したいと考えております。団体に一堂に

集っていただいて、その中で海老名市の社会教育計画の方向性を示しながら、同じ方向を向いて取り組んでいただこうというのが狙いでございます。スケジュールとしましては、書いてあるとおり6年間で、シンポジウムを毎年度行っていきたいと考えているところでございます。

8ページ、9ページをご覧ください。えびなっ子いきいきシンポジウムの具体の取り組みを書いてございます。8ページには連携のイメージとしまして、まずは一堂に会することでさまざまな方向性等を示していくところでございますが、まず、学び支援課が所管する団体等を中心に、市が所管する団体、その他の団体に波及するようにやっていくイメージでございます。

9ページにはシンポジウムのテーマを設定させていただきました。先ほどご説明しました子どもたちの目指す姿がテーマとなっております。令和3年度で申しますと、海老名をだいすきになる子ということで、1年間、海老名を大好きな子になるためにはどのような取り組みができるか、各団体に投げまして、団体の活動の中で海老名が大好きになる取り組みを考えながら活動をやっていただきたいと考えております。4年度から7年度に關しましては1つずつ、年度ごとのテーマを意識していただきながら活動に取り組んでいただこうと思っております。1年度ごとにシンポジウムを開催することで、1年間のフィードバックをしていきながら、1年間、どうだったかということ各団体ご自身で考えていただく、そしてまた、近くの団体と話し合いをしていただいて、ほかの団体の取り組みを聞きながら、自分たちの中でほかの団体から学べるところ、まねしたいところ等取り組みながら、自分たちの活動の充実にもつなげていきたいと考えているところでございます。

それでは、10ページをご覧ください。10ページは社会教育デーの開催ということで、シンポジウムと同時に、午前中を考えているのですけれども、社会教育デーを開催して、たくさんの方に参加していただいて、子どもたちにさまざまな団体の社会教育活動を体験していただこうというのが社会教育デーの開催となっております。

11ページでございます。手立て2でございます。地域での社会教育活動の充実に向けてということで考えているところでございます。こちらは先ほどご説明しました広報活動の充実ということで、12ページに具体は載っておりますが、さまざまな団体の活動を今やっていただいている、団体ごとに広報を出している団体もあれば、何もやっていない団体もでございます。そういう団体に向けて広報研修会を催すことで、広報の重要性と役割とを学んでいただいて、どんどん市民の方々に広報活動を発信していただこうと思っております。

す。その中で自分たちの活動を知っていただいて、たくさん子どもたちに対して、また、市民の方々に対してお知らせすることが1つであります。

2つ目なのですが、社会教育団体のしおりを作成、配布しようと考えております。海老名市内の社会教育団体の内容を一覧にして、それぞれの全スケジュール等は難しいと思うのですが、各団体からのイベントPRとか、さまざま熱を入れていらっしゃる試合であったり、活動であったり、そういうことを周知して把握しまして、一覧にして子どもたちに配ろうと思っております。親子でそれを見ていただきながら、近くにこういう団体がある、こういう活動をやっていることを知っていただいて、参加を促そうと思っておるところでございます。

3つ目は、市ホームページ、広報、えびなの教育、タウン誌ということで、さまざまな媒体を使いまして、それぞれの活動方法をやっていき、さまざまな活動に市民の方々に取り組んでいただこうと考えているところでございます。

13ページは学習機会の充実に向けてということで、市民の方々への学習機会の提供を充実させていこうと考えています。14ページ、15ページにはその具体的なものとしまして、家庭教育、PTA活動、市民講座『まなBINA』、市内の文化スポーツ事業と文化財事業等たくさん事業がございますので、そういった事業とも連携を図りながら、さまざまな学習機会の充実を展開していこうと考えているところでございます。

おおむねこの3つの柱を中心としながら、社会教育団体との連携を図り、より多くの大人たちの目で子どもたちの社会教育の良さをたくさん経験していただきながら、たくさん子どもたちに自分の良さを気づかせたり、自分の得意なこととかを考えさせながら、自分の夢を考えて、海老名を大好きになって、夢を持つ子どもたちに向けて連携等を図っていこうと考えているところでございます。

16ページ、17ページに関しましては、推進体制と進行管理等としまして、書いてあるところでございます。海老名市社会教育委員を中心としまして、社会教育計画の推進を図っていきたくと考えております。進行管理としましては、年度ごとに各事業の進捗状況を振り返りながら評価を行っていこうというところでございます。

最後、19ページなのですが、策定経過としまして、1年半をかけて社会教育委員の皆様方にさまざまなご意見をいただきながら、計画をつくってきたところでございます。今回の3月の定例教育委員会にてご審議をいただき、その後、政策会議・最高経営会議を経て4月から施行という形で進めていきたいと思っておるところでございます。

雑駁ではございますが、以上、よろしくお願ひいたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願ひいたします。

○濱田委員 今の海老名市社会計画（素案）の3ページの5番、指標のところでお伺ひしたいのですけれども、手立て1、2、3にそれぞれ指標を設けられています。指標の根拠にえびなっ子いきいきシンポジウムへの参加団体数と、手立て2ではシンポジウムの参加者数という形になっていますけれども、これは同じ参加団体数と参加者数で手立て1と2の指標になるという理解でよろしいのです。

○学び支援課主幹 参加団体数ということで、まず連携を図るという意味で団体がどれだけ参加したかということで、団体数の指標としております。おっしゃるとおり、団体が増えれば人数も増えるというふうにも考えていますが、団体が地域活動、社会教育活動の充実をすることでこういうえびなっ子いきいきシンポジウムにも興味を持っていただいて、どんどん参加していただけるということも踏まえて、1、2で、参加団体数、参加者数ということで、6年間の目標を挙げたところでございます。

○濱田委員 手立て1と手立て2とはちょっとイメージが違うと思うのですけれども、手立て1ではえびなっ子いきいきシンポジウムと書かれていますね。手立ての2は広報活動等となっていますけれども、そこのリンクが余り感じられないのです。

○学び支援課主幹 1番は団体の連携ということで、また重なってしまうのですけれども、参加団体の連携を図ることで参加団体数の増を見込んでいるところでございます。地域での広報を図って、自分たちの活動をアピール、できることを踏まえて、それに関心を持った方にのえびなっ子いきいきシンポジウム等にも参加していただくということで、広報活動の充実にもつながるというふうにも考えました。実際広報活動をどれだけやったかという把握はなかなか難しいところもあるとも思ったので、参加者数が増えることで、地域でどんどん知ってもらった、興味を持って団体も増えたというイメージでございます。

○濱田委員 少し苦しいのではないかと思っているのです。17ページの進行管理では、それぞれが事業所管課として評価されるわけですね。評価のしやすさとしては、今の3ページの評価の仕方は非常にわかりやすいかと思うのですけれども、それによって次回評価の度合いが変わってくるとなると、その手だてとリンクしていないというのが少し気になります。これは意見ですから結構です。

○学び支援課主幹 ありがとうございます。

○酒井委員 私は12ページの広報・周知がすごく大切で、ここがうまくいけば、きっとたくさんの方が参加してくださるのかなと思うのです。しおりを作成、配布と書いてありますけれども、何ページぐらいの、こういった感じのものを想定しているのですか。

○学び支援課主幹 初年度からの展開は難しいと思うのですけれども、まずこちらで、海老名市内の社会教育団体を把握しようと考えております。その中で子どもにかかわる団体、市がかかわっている団体、また、学校等の施設を使っている団体等を含めて把握して、それから周知文を送付して、しおり作成の意図等も伝えようと考えております。その中に全団体を最初からということはまだ難しいところもあって、先ほど申しました、市内のこちらにかかわっている団体等から始めていこうかと思っているのですけれども、イメージとしましては、大きく分けますと、スポーツの分野であったり、文化団体であったり、テーマごと、団体別に考えております。例えばスポーツ団体であればスポーツ団体の年間スケジュール等、うちはこういうことをやっているということをイメージしているところでございます。ページ数で申しますと、ざっと簡単に見積もったのですが、大体200団体から300団体ぐらいあるのかなと思っております。

○酒井委員 かなりの団体が活動していらっしゃるので、紙ベースでやると、すごく分厚くなって、それは情報が多いのかもしれないのですけれども、毎年度行事も変わっていくのを考えると、それを全家庭に渡すというのはなかなか難しいのかなと思うのです。例えばですけれども、私がよく参加しようと思って選ぶのは、学校とかのプリントでこういうものがあるから来ませんかというお手紙をいただくと、あっ、この日はあいているから、行ってみようかなとか思うのが多いので、今月はこういうのがありますよみたいなお知らせが来るほうが取っかかりとしては参加しやすいのかなと思います。しおりを否定しているわけではなくて、より間口を広く、いろいろな方に参加しようかなという気持ちを持ってもらえるよう、タイムリーな情報をもらうというのもいいのではないかなと。これは提案です。

○学び支援課主幹 ありがとうございます。

○海野委員 今回このように社会教育計画を策定されたということは、子どもから老人まで、海老名市に住んでいる皆さんが生き生きする、6年間でこのように計画が実行されれば、住んでいる人たちが本当に活気づくようなすばらしい計画ではないかと思いました。

最初の年度にはえびなっ子いきいきシンポジウムを開催されるとなっておりますが、令和2年度の中で団体の交流と書いてあるのですけれども、団体の交流というのはどうい

感じで交流するように持っていかれる予定なのか、お聞きしたいのですが。

○**学び支援課主幹** 現段階においては、7ページ、来年度の発足式に関しましては最初の大会というか、1回目になりますので、内容に書いてありますとおり、基調講演と計画の説明を差し上げようと思っております。団体の活動紹介というものは、1個1個の団体をご紹介いただきますと相応の時間がかかってしまうので、事前に参加団体に周知を図るときに、返信のところで団体の活動をこちらに教えていただいて、それを一覧にまとめて、文化会館の壁に張ったりとか、そういう形でやっていこうと考えております。

文化会館はテーブル等の移動ができませんので、最初はお近くの席に座った団体の方々との交流を考えているのですけれども、令和3年度から7年度にかけましては、場所も小中学校・体育館と書いております。例えば体育館を使わせていただいて、令和3年度から7年度にかけましては、例えば先ほど申しましたスポーツ団体、文化団体、テーマごとにグループで集まっていただいて、それぞれで交流を行うことも考えているところでございます。またこれから進行していくに当たって、社会教育委員会議の中でも内容、準備は検討してまいりますので、さまざまな分野の団体が集まったほうがより議論も活発になるようであれば、スポーツ分野、地域の方々との取り組み等、そういった団体等も交えた多種多様な団体の交流等も図っていこうかなと考えているところでございます。

○**海野委員** 先ほどから出ていました広報関係の重要性ということで、施策の方向(2)の社会教育デーの開催。最初の準備段階から、社会教育デーをこの日と定めて開催したらどうかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○**学び支援課長** 海老名市社会教育委員会議の中で今後詰めていきたいと思っております。

○**海野委員** 令和3年度からではなくて、なるべく令和2年度から社会教育デーを開催できたらいいかなというのが私の感想というか、希望です。

○**学び支援課主幹** ありがとうございます。

○**伊藤教育長** 大きな計画なので。ただ、今の社会の傾向から言うと、このまま進んでいくことの危惧を多くの方々は持っていると思います。

○**平井委員** 子どもたちがいろいろな機会を得て、良い青少年時代を過ごせばいいかなと思います。はじめにの中に「学校を拠点とした子ども・学校支援事業の推進がなされ、多くの社会教育団体が参画し、子どもたちへの豊かな体験活動の場づくりの充実が図られてきたところですよ」と書いているところがありますね。そこがすごく大きいかなと思うのです。今までのサマースクールというか、そういう中で、いろいろな団体が入って、いろ

いろな活動をしてきているわけなので、そういうところからの広がりというか、そこを推進していくのが一番だと思います。海老名市社会教育計画をつかって、海老名市の社会教育を充実させたいという気持ちはすごく伝わってくるのですが、構想的にはすごく大きいかなと思っていまして、もっと身近な、学校と家庭と地域とのつながりと言うのだったら、十分できているのではないかと思うのです。そうすると、もっと子どもに身近なものとして捉えられているのか。いろいろな企画をサマースクールでやっていましたよね。そういう、子どもが一步踏み出せるものの中から幅が広がっていくと、もっと身近になるのかなという思いは今しています。

○酒井委員 15ページにある市民講座『まなBINA』はもともと人気があると聞いていて、どちらかといえばご年配の方が参加されるものが多いのかなと思っていたのですけれども、先日、子ども向けの科学教室があったので、参加しました。本当におもしろくて、理科が好きな子なら、みんな食いつくだろうなというような内容だったのですけれども、残念なのは定員からするともう少し入れるのかなというような状況だったので、広報の力が必要なかなと思ったのです。ぜひ学びたいなと思っている人と情報がしっかり結びつくように頑張っていたらいいと思います。やってもらっているものでは、すごくいいコンテンツをつくっていただいているなと思っています。

○伊藤教育長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議案第14号を採決いたします。海老名市社会教育委員会議の中で素案をつくってきたということで、今出た委員さん方の意見も参考に、また次年度、それぞれ見直しをしながら進めていただきたいと思うところがございます。そういう意味で議案第14号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第14号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第15号、海老名市図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第15号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正につきまして議決を

求めるものでございます。

内容につきましては資料59ページをご覧ください。海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。2の改正の理由でございますけれども、海老名駅連絡所（えび～にゃハウス）で現在行っている住民票等の発行サービスが終了いたします。それに伴いまして海老名市役所連絡所としての機能を廃止し、海老名市役所連絡所設置規則が廃止されるものでございます。こちらの規則の廃止は令和2年4月1日の予定となっております。現在えび～にゃハウス（海老駅連絡所）で実施しています図書の取り次ぎサービスにつきまして、連絡所機能が廃止された後においても、都市間交流協会で行っている物販等のコーナーとともに引き続き実施していくために、海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正したいものでございます。

改正の概要については後ほど説明をさせていただきます。今後の予定ですけれども、規則の改正につきましては令和2年4月1日に施行したいものでございます。本日もご決定いただいた後に、令和2年3月の政策会議と最高経営会議で報告いたしたいものでございます。

改正の内容につきましては資料63ページをご覧ください。63ページが海老名市立図書館条例施行規則の新旧対照表でございます。今回改正するのは、まず第14条の2をご覧ください。従来は「(海老名市役所海老名駅連絡所での受取り等)」という見出しがあったところを、新たに「(取次所での受取り等)」と見出しをまず改正いたします。第14条の2の本文では、従来「前条に規定する貸出しを受けようとする者は、海老名市役所海老名駅連絡所においても、中央図書館及び有馬図書館で予約した図書館資料の受取り及び貸出しを受けた図書館資料の返却をすることができる。」という規定がございました。この従来「海老名市役所海老名駅連絡所」というところを「教育委員会が別に定める取次所」として改めたいものでございます。また従来「中央図書館及び有馬図書館」と規定していたところを「図書館」と同様に改めたいものでございます。

また、第2項で海老名市役所海老名駅連絡所における受け取り及び返却について規定していた内容を削除いたしたいものでございます。新たに第14条の2で「教育委員会が別に定める取次所」と規定いたしましたので、こちらについては別に要綱を定める予定でございます。定める要綱につきましては資料71ページをご覧ください。71ページの海老名市立図書館の図書館資料の取次ぎに係る要綱を新たに制定いたしまして、4月1日から施行したいものでございます。こちらの内容について簡単に説明をさせていただきますと、図書

館条例施行規則第14条の2で、教育委員会が別に定める取次所について必要な事項を定めるものでございます。

この要綱第2条で「取次所の名称、位置、開所日及び開所時間は、次のとおりとする。」といたしまして、既に取り次ぎを行っております東柏谷小学校市民図書室、えび〜にゃハウス、海老名市障害者支援センターあきばについて、それぞれ位置と開所日及び開所時間を規定するとともに、令和2年4月1日から海老名市立国分寺台文化センターで新たに図書館資料の取り次ぎを行いたいため、海老名市立国分寺台文化センターの位置と開所日及び開所時間を新たに規定したいものでございます。

このようなことから、今後、海老名市立図書館の図書館資料の取り次ぎを行う取次所が変更になった場合には、図書館条例施行規則を改正するのではなくて、こちらの新たに定める海老名市立図書館の図書館資料の取次に係る要綱の改正で対応してまいりたいというものでございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問、ご意見等ありましたらお願いたします。

市の連絡所としてのえび〜にゃハウスと呼ばれているものがここでなくなります、その中で都市間交流協会が物販をしているので、そこで図書の取り次ぎは行う。前は市の連絡所のことしか書いていなかったのですが、海老名市障害者支援センターあきばとか、東柏ヶ谷小学校市民図書館等も取次所としてありましたので、それを追加しています。また今度、国分寺台文化センターもあるけれども、これからも恐らくどんどん変わりますので、要綱で展開していくということで、ここで改正するというものでございます。

海野委員はどこかほかにも欲しいような取次所はありますか。

○海野委員 私の地域は有馬図書館があるので十分ですけれども、1つ思うのは、こういう図書館とか、海老名の施設をめぐるバスがあったらいいかなというのはすごく前から気になっています。今回の議案とは関係ないのですが、そういうものがあたらいいなという希望です。

○伊藤教育長 わかりました。何かの機会に伝えておきます。

○濱田委員 確認なのですが、規則の別表ではなくて、要綱にするということでのいのですよね。

○学び支援課長 そのような形で考えております。

○濱田委員 大丈夫ですか。

○学び支援課長 そこは法制担当課と調整しております。

○濱田委員 何で別表ではなく、このようにしたかというのは何か理由があったのですか。

○学び支援課長 今後、取次場所が追加されるとか、そういったものが想定されますので、別に要綱で定めさせていただいたということでございます。

○濱田委員 要綱のほうが取り扱いがしやすいからと。

○学び支援課長 そうです。

○濱田委員 わかりました。

○伊藤教育長 それでは、議案第15号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第15号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第6、議案第16号、県費負担教職員の人事異動について（非公開事件）を議題といたしますが、日程第6から日程第8までが人事に関する案件、また、日程第9が1月の教育委員会定例会で非公開事件として取り扱った議案第4号の関連案件でございます。そのため、日程第6から日程第9まで会議を非公開としたいと思っております。

それでは、会議の非公開について採決いたします。日程第6から日程第9まで会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、これより本会議は非公開となります。

傍聴人はいらっしゃらないですけれども、議案第16号につきましては、関係職員ということで、伊藤教育部長、萩原教育部次長、小林就学支援課長、小野沢就学支援課課長補佐、別府就学支援課主幹以外の職員は退室をお願いします。

(関係職員以外退室)

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 次に、日程第10、議案第20号、海老名市いじめ防止基本方針の廃止についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第20号、海老名市いじめ防止基本方針の廃止についてでございます。いじめ防止対策の重点を設定し、海老名市いじめ防止対策基本方針を廃止したいため、議決を求めさせていただきます。

資料101ページをご覧ください。海老名市いじめ防止基本方針の廃止についてでございます。海老名市いじめ防止基本方針の廃止というと、海老名市のいじめ防止対策が後退するようなイメージをお持ちかもしれませんが、そういったものではございませんで、まず提案理由及び概要をご覧ください。「海老名市いじめ防止基本方針」につきましては、平成19年度に策定いたしまして、平成26年度に改定を行ったものでございまして、その際には教育委員会で議決をいただいているものでございます。その後、海老名市いじめ防止条例が平成27年に策定され、その海老名市いじめ防止条例の第4条に基本方針が規定されております。海老名市いじめ防止条例の基本方針とは別に、海老名市いじめ防止基本方針があるということから、こちらについてはわかりやすく整理する必要があるため、今般、海老名市いじめ防止基本方針については廃止したいというものでございます。

今後につきましては、昨今のいじめ問題に的確に対応するために、海老名市いじめ防止基本方針の考え方を引き継ぎまして、さらに年度ごとに取り組む重点課題等を示した「いじめ防止対策の重点」を設定いたしまして、毎年度それを見直すことによって、きめ細かくいじめ問題への対応を行っていききたいというものでございます。

このようなことから、海老名市いじめ防止基本方針については、条例が改正されるまで、海老名市いじめ防止条例第4条の規定に基づく基本方針にのっとりいじめ防止を行いつつ、今後につきましては、毎年度いじめ防止対策の重点を設定して、それぞれきめ細かく対応できるような改正を行いたいというものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日決定いただければ、本年度末をもって海老名市いじめ防止基本方針を廃止いたしまして、今後は毎年度いじめ防止対策の重点を設定いたしまして、教育委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

それでは、令和2年度いじめ防止対策の重点につきまして大矢教育支援課副主幹から説明をお願いいたします。

○**教育支援課副主幹** 今、教育部長からご説明ありましたように、これは、今までの海老名市いじめ防止基本方針をもとにつくっております。前段としまして、海老名市いじめ防止条例第4条に規定している基本方針を載せさせていただいています。その後、具体的な取組として、1つ目は、いじめ問題を起こさないようにするための未然防止、そして、いじめ問題が起きた際の早期発見、早期解決の2点の対応について記載しております。また、2つ目として、いじめ対応に対する学校の体制づくりについて記載させていただきました。

また、昨今、報道等でも結構聞かれるようになったいじめの重大事態について、海老名市でも今後それに対応するために、いじめ重大事態への対応ということで、3つ目に項目を立てさせていただきました。

○**伊藤教育長** ただいま説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

基本方針が最初にあって、条例をつくったら、そこに基本方針が載っていて、変な話、2つあるという状況で齟齬が生じました。条例のほうの基本方針を残して、前にあった海老名市いじめ防止基本方針を廃止して、年度ごとの重点を毎年度示していくということで、先ほど大矢教育支援課副主幹から説明がされたのは、令和2年度いじめ防止対策の重点です。海老名市教育委員会令和2年4月ということで、年度ごとに決めていこうということでございます。

○**酒井委員** 読み方によっては、タイトルに防止と対策が並記されているのは分かりづらくないでしょうか。

○**濱田委員** いじめ防止対策の重点。

○**酒井委員** いじめへの対策ではなく、いじめ防止への対策と読めなくもないというか。もちろんそういう意味ではないのはよくわかるのですけれども。

○**伊藤教育長** 国が定めた最上位の法律が、いじめ防止対策推進法ですので、問題ないかと思えます。

○**濱田委員** これでいいと思えますよ。

基本的なことの確認なのですが、この議案は、基本方針の廃止なのか、重点の設定の議案なのか、どちらになるのですか。

○**教育部長** 今回の議案につきましては、海老名市いじめ防止基本方針の廃止の議決を求めるものでして、添付させていただいております令和2年度いじめ防止対策の重点を議決

いただくものではございません。そちらにつきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則に基づいて、基本的な方針に関することについては議決項目となっているのですけれども、それに対する具体的な取り組みについては議決項目となっておりませんので、今後につきましては、先ほど申し上げましたように毎年度策定したものを皆さんにご報告という形でお示ししてまいりたいと考えてございます。

○濱田委員 わかりました。

○伊藤教育長 後から見ると、いろいろな不具合が生じたりしますね。当初はあらゆる可能性を考えているはずなのですけれども、どうしても整理がつかなくなったりするので、この部分については今回皆さんに整理をいただければなということでございます。

○平井委員 良いと思います。ただ、3番のいじめ重大事態への対応について、細かいことなのですけれども、「学校いじめ防止基本方針の内容を確実に実行し」という文言がありますよね。そこをかぎ括弧にするとか、太字にするとか、ここからひもといてくださいというところをアピールしておいたほうがいいかなと思います。

○伊藤教育長 これは中身というよりも、体裁の問題なので、今度報告案件で出すときには、そのようなご意見を踏まえてつくりたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第20号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第20号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。